

○認定講習課程とは

→ 無線従事者資格を取得するには、無線従事者国家試験に合格するほかに、総務大臣の認定を受けた認定講習課程を修了するという方法があります。

以下の認定講習課程は、認定講習課程の認定基準（無線従事者規則第35条）に適合していることについて、総務大臣の認定を受けています。この認定講習課程を修了した方は、同養成課程の対象とする無線従事者の資格の免許を受けることができます。

（注）この表は平成30年10月1日から令和3年9月30日までで認定された認定講習課程を掲載しています。（令和3年10月1日現在）

担当地方局名	認定講習課程の種別 (免許を受けることができる資格)	認定講習課程実施者	実施期間	講習形態	その他参考となる事項
関東総合通信局	第二級総合無線通信士	公益財団法人日本無線協会	平成31年2月12日から 平成31年3月5日まで	同時受講型	
関東総合通信局	第二級総合無線通信士	公益財団法人日本無線協会	令和2年2月17日から 令和2年3月10日まで	同時受講型	
関東総合通信局	第二級総合無線通信士	公益財団法人日本無線協会	令和3年2月15日から 令和3年3月9日まで	同時受講型	